

みやぎ景観だより

2013年8月発行
第 1 号
宮城県土木部
都市計画課

県内の景観スポットや景観づくりに関する取組など、
「みやぎの景観」に関わる様々な話題をご紹介します。

集団移転先での美しい街並みづくり(岩沼市 玉浦西地区)

防災集団移転促進事業に取り組んでいる玉浦西地区(岩沼市)では、住民のまちづくりに関する想いを、事業計画や地区のルールに取り入れることで、美しい街並みづくりに取り組んでいます。

まちづくりイメージの共有(合意形成)



まちづくり検討委員会の様子

○「まちづくり検討委員会」による延べ7回にわたるワークショップで委員等が活発に意見交換をしながらつくりあげた「新しいまち」への想いやイメージを基に、玉浦西地区の「まちづくり方針」として合意されました。

○住民の意見をもとに製作した「まちの模型」を見ながら議論したことで、まちづくりのイメージを住民間で視覚的に共有でき、地区での合意形成に役立ちました。

○まちづくりの専門家が、委員やアドバイザーとして、客観的な視点で継続的に関わったことで、住民の想いを具体的な事業計画や地区のルールにうまく反映することができました。



イメージ共有のために作った模型

〈玉浦西地区のまちづくり方針〉

- ①自然災害に強い安全なまち
- ②自然エネルギーを活用した環境未来都市を実現するまち
- ③空が広く感じられる美しい街並みのあるまち
- ④地域の交流ができる集会所や菜園のあるまち
- ⑤緑豊かで水辺のある景観のよいまち
- ⑥スーパーと個人商店が複合した楽しく買い物ができるまち
- ⑦地域のみまもりにより高齢者福祉と子育てが充実したまち

あるたきまこと 検討委員会 阿留多伎真人委員長に聞く (尚絅学院大学生生活環境学科教授)

■合意形成がうまくいったポイントとは?

まず、避難所から仮設住宅まで震災前のコミュニティが維持されていることが合意形成のベースになっています。年齢や性別が偏らないよう委員構成にも配慮されていますし、検討委員会をワークショップ形式で行ってきたことも良かったと思っています。会議形式よりも意見を出しやすく、計画づくりに参加しているという実感が持てるので、前向きな合意形成につながったと思います。それから、市の職員にワークショップ運営の経験があったことも大きかった。ノウハウそのものはコンサルタントの支援を受ければ補完できるものですが、何より、行政ができる範囲を最初に示し、その中なら住民の自由な議論に任せるといった姿勢が素晴らしかったと思います。



■美しい街並みのポイントとは?

この地区の計画図には、たくさんの方の想いが反映されていますが、個人的には道路にできるだけ曲線を取り入れることが大事だと思っています。曲がった道には、端から端まで見渡せるような直線道路にはない「囲まれ感」があり、地域の間関係や連帯感を育むことにもつながります。美しい街並みは、コミュニティのまとまりにも資するものとしてとらえることが大切です。



曲線を取り入れた街並み
(名取市ゆりが丘)

空が広く感じられる美しい街並みのあるまち

○地区の自主ルールの一つとして、電柱類は借地より民地へ設置する「裏配線」とすること、テレビアンテナは屋根以外の場所に設置することなどを定め、空が広く感じられる開放的な街並みづくりを目指しています。



空の広い
まちなみ
(岩沼市里の杜)

○また、都市計画法の地区計画制度として、次のような地区のルールを定め、統一感のある美しい街並みづくりを目指しています。

- ①建築物の用途を住環境にふさわしい用途に制限する
- ②敷地面積の最低限度を200㎡と定めて敷地の細分化を避ける
- ③壁面の位置を敷地境界から1.0~1.5m後退させて建物の間隔を確保する
- ④屋根や外壁等の色彩は過度の原色を避けて落ち着いたものにする

緑豊かで水辺のある景観のよいまち

○地区内3つの公園や調整池を繋ぎ、地区の骨格軸をなす緑道は、貞山堀の形状をイメージして配置することを目指しています。

○防災調整池は、多段式にして、大雨時以外は浸水しない多目的利用エリアを設けるとともに、生物多様性や景観に配慮した植栽とすることで、殺風景な機能施設にとどまらない、緑豊かな公園機能をもつものを目指しています。

○公園は、良好な住環境を形成するため、2地区に1箇所、それぞれ0.25ha以上の確保を目指しています。

○郷土の文化的景観である居久根の再生や、避難機能、イベント時のステージ機能を有する丘等、コミュニティのシンボル形成を目指しています。

○住宅の敷地境界に設置する生垣の樹種を地区ごとに選定することで、緑豊かで統一感のある街並みを目指しています。

玉浦西地区 ランドスケープ基本計画図



みやぎの景観・観光スポット

東北・宮城の夏は短いですが、それでもまだまだ暑い日が続きます。

各地で花火大会が開催され、豪快で鮮やかな花火に歓声が沸き起りますが、今回は少し落ち着いた夏の夜を体験していただけるスポットをご紹介します。

★丸森町 齋理幻夜 8月10日(土) ～大正ロマンの時代にタイムスリップ!



約1,000基の絵とうろうが創り出す幻想的な空間の中で、インド舞踊や太鼓演奏など様々なイベントを開催。その他にも夜店や紙芝居、パフォーマンスなどお楽しみが盛りだくさん。大正ロマン溢れる夜を体験してみたいはかがでしょう。

- ◆開催時間：17時30分～21時（屋敷開門は18時15分）
- ◆場所：葺の郷土館「齋理屋敷」とその周辺
- ◆駐車場：無料駐車場（約500台）あり
- ◆交通：阿武隈急行線・丸森駅よりシャトルタクシーで約5分。歩いて約30分。無料シャトルタクシーは16時48分より運行
- ◆問合せ先：丸森町商工観光課 TEL 0224(72)3017

★塩竈市 しおがまさま神々の月灯り

～秋の澄んだ夜空に浮かぶ「お月さま」をたっぷり堪能～

9月20日(金) ▶ 21日(土)

由緒ある荘厳な古社である志波彦神社・鹽竈神社で風雅を愉しむ催し。澄み渡る夜空に浮かぶ「お月様」を鑑賞しながら、秋の夜長を味わうことができるのもまた風流。



- ◆開催時間：18時30分～20時30分
(雨天及び強風時の中止開催判断は当日の13時頃)
- ◆場所：志波彦神社・鹽竈神社内
- ◆駐車場：無料駐車場（約300台）あり
- ◆交通：JR仙石線・本塩釜駅より歩いて約15分。
- ◆問合せ先：塩釜市青年四団体連絡協議会 TEL 022(367)5111

屋外広告物には許可が必要です!!

○屋外広告物許可制度について

宮城県では、屋外広告物を表示する全ての方に広告物の適切な管理を行うことを義務づけるとともに、許可を不要とする範囲を超えた広告物は許可を受けなければ表示できないこととしています。

屋外広告物条例では、広告物の表示について①表示する地域、②表示する物件、③表示する種類によって規制しています。

許可に関する事務は、広告物が表示される市町村を管轄する土木事務所・地域事務所又は市町で行っています（仙台市内は仙台市各区役所が許可事務を行っています。）。

（詳しい管轄窓口は、右記URLから「屋外広告物設置許可申請窓口変更のお知らせ」をご覧ください。）

みやぎ景観だより 第1号

発行：宮城県土木部都市計画課

TEL: 022-211-3132 e-mail: tosikes@pref.miyagi.jp

景観法活用のススメ

景観法は、地域特性に応じた運用が可能な柔軟な制度で、眺望や農村景観の保全、歴史的まちなみの保全、建物のデザインや高さの規制など、様々なアプローチからの取組ができます。

景観法による「景観計画」

景観行政団体となった市町村が定める計画で、建築物や工作物の建設・色彩変更、開発行為について事前届出制度を設け、景観に悪影響を与える行為を規制することができます。

都市計画区域外も含めた広いエリアに緩やかな規制を導入できるもので、さらに条例で定めることにより、土地の形質変更や木竹の伐採、廃棄物の堆積など建築以外の行為についても幅広く規制の対象にしたり、建築物の形態意匠について変更命令を行えるようにしたりと、必要に応じて規制範囲や強制力の強さを柔軟に選択できるのが特徴です。

景観行政団体に対する国土交通省の補助制度

○街なみ環境整備事業(社会資本整備総合交付金)

景観計画区域を含む「街なみ環境整備事業地区」を設定して、市町村が行う以下のような事業に対して、補助金を交付。

- ・住宅等の修景、景観重要建造物の修理や移設等
- ・空き家住宅等の除却
- ・道路や公園等の整備、公共施設の修景 etc.

○民間まちづくり活動促進事業

景観計画区域内で、民間事業者等が行う以下のような事業に対して、補助金を交付。

- ・コミュニティバス等地域の利便性向上の実証実験
- ・空き地や空き店舗の活用促進の社会実験
- ・地域のプロモートイベントやシンポジウムの開催 etc.

みやぎ景観アドバイザー制度

宮城県では、良好な景観の形成に関する活動や、景観を活かしたまちづくりに関する活動を支援するため、景観アドバイザーを派遣しております。

景観アドバイザーとは

景観形成等に関して専門的な知識を有する学識経験者で、宮城県にアドバイザーとして登録されている方々です。

アドバイザーへの報酬と派遣旅費は、県が負担します。

活動例

県民、地域団体、事業者、市町村等からの申請に応じ、下記のような活動を行います。

- まちづくり活動についての助言等
- 施策の策定並びに事業の実施についての助言等
- 講演会、講習会及び視察会等における講師等

○看板などの広告物の表示には、ルールがあります

看板や壁面への広告物の表示など、公衆を対象に、屋外で一定の期間継続して表示する広告物を「屋外広告物」といいます。

店舗の前や事業所への案内看板など、屋外広告物は身近なところで私たちにたくさんの情報を提供してくれます。

一方で、広告物が屋外で表示されることから、広告物の数やデザインの統一感でまちなみの印象そのものが変わることもあります。また、しっかりと固定されていないと脱落・はく離して通行人などにけがをさせてしまうおそれがあります。

私たちの住むまちに誇りを持てるような広告物景観をつくるためにも、ルールを守って屋外広告物を表示しましょう。

NEWS 平成25年度屋外広告物講習会を開催します。
詳細はより下記URL「屋外広告物」のページに掲載しています!

くわしくは都市計画課「屋外広告物」のページへ

URL : <http://www.pref.miyagi.jp/soshiki/tosikei/okugai.html>

「みやぎ景観ポータルサイト」では、宮城県の景観形成に関する様々な情報を紹介しています。ぜひご覧ください。 URL: <http://www.pref.miyagi.jp/soshiki/tosikei/keikan.html>